

厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表の 進捗状況(フォローアップ)について

令和3年3月

第3回 厚生労働省統計改革検討会

【目次】

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施・・・ 2ページ
2. 情報システムの適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
3. 組織改革・研修の拡充等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ
4. データの利活用・一元的な保存の推進・・・・・・・・・・・・ 14ページ
5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進・・・・・・・・・・・・ 18ページ

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの 着実な実施

(1)2020年度(令和2年度)下期の取組内容

- 統計標準ガイドライン等※について、検証・拡充を実施し、9月版を改定
(9月版からの主な拡充点)
 - ・ 調査類型別のインデックス、FAQ等を追加 ⇒ ガイドライン通読時の利便性を向上
 - ・ BPMN図の記載ルールを整備 ⇒ 業務フロー図における記述の一貫性を担保※厚生労働省における統計調査全体のガバナンスを強化するため、調査担当が統計を作成する過程における「遵守しなければならないルール(統計標準ガイドライン)」、「作成しなければならないマニュアル(個別マニュアル)の作成方法」を整理したもの
- 厚生労働統計の代表となる個別統計(8つ:世帯調査、事業所調査等)のマニュアル(統計実施計画書及び業務マニュアル)を試行作成し、概ね完了
- コンプライアンスチェックの実施(令和2年中)及び結果とりまとめ
※統計調査の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今年度は試行的に実施
- 調査実施機関との意見交換
※新型コロナウイルス感染症への対応により実開催が難しいため、書面により意見を聴取

(2)2021年度(令和3年度)の取組方針

- 厚生労働省所管の各統計において、統計標準ガイドライン等に基づく業務の実行(コンプライアンスチェックの実施を含む)
- 統計標準ガイドライン等の見直しを継続的に実施

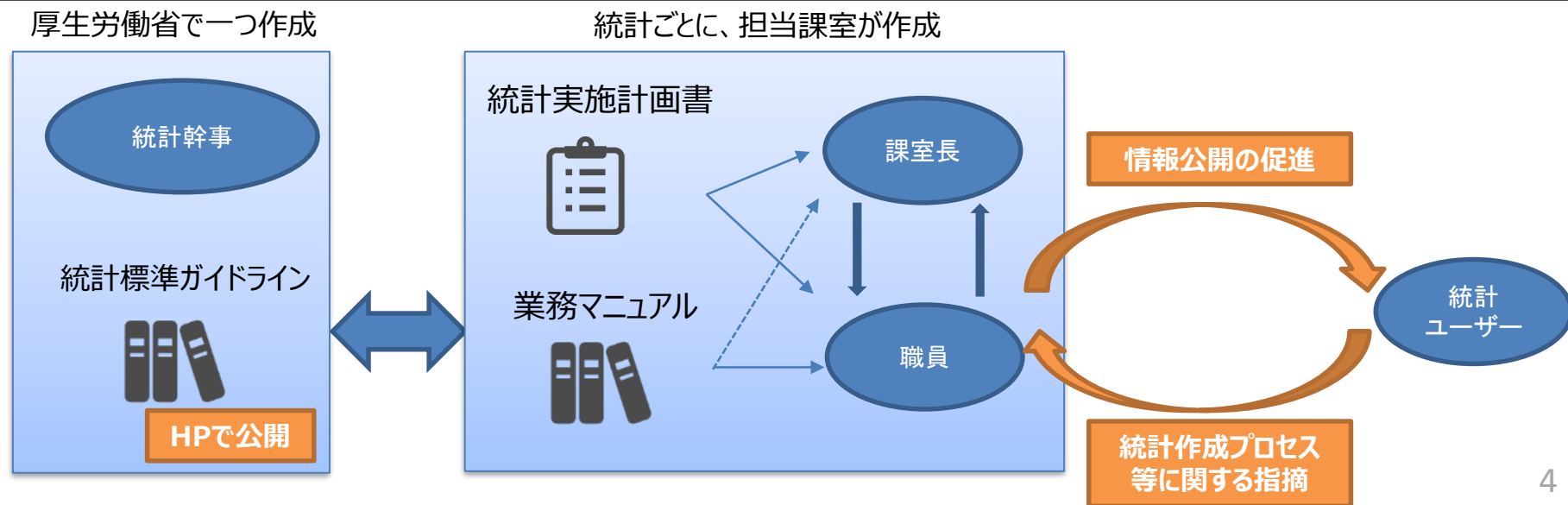
■ 適正な業務ルールに基づく業務の遂行

- 令和3年度以降段階的に、各統計担当において統計標準ガイドラインに準拠した個別マニュアル（統計実施計画書、業務マニュアル）を作成
- 課室長は、統計実施計画書に沿って業務が行われているか、日常的に業務内容を確認し、必要な助言を与える
- 職員は、統計実施計画書に従い、業務マニュアルを参照しながら業務を遂行
- 統計幹事部局は、各統計担当の支援を幅広く実施

■ 統計ユーザーの視点に立った情報公開（統計作成プロセスの透明化）の促進

- 統計標準ガイドラインについては、HPで公開
※統計実施計画書、業務マニュアルについては、公開可能範囲を引き続き検討して、統計標準ガイドラインに検討結果を盛り込む予定
- また、各統計担当は、統計標準ガイドラインにおいて規定された公開すべき統計に関する情報（調査計画、公的統計の品質表示事項等）を各統計のHPで公開
- 統計ユーザーからの指摘もふまえ、HPの公開内容の充実を検討

⇒ これらの取組により、PDCAサイクルの確立を図る



統計標準ガイドラインと個別マニュアルの関係

- 多種多様な統計調査を包含した標準的な業務プロセスや、各種規則・指針に定める遵守事項・留意事項の抜粋など、必要な情報を幅広く記載した **標準的な業務マニュアルである「統計標準ガイドライン」を作成し、厚生労働省における統計調査全体のガバナンスを強化**（A）
- 調査担当は、統計標準ガイドラインに基づき、以下の「個別マニュアル」（B）を作成し、業務を遂行
 - **個別統計のガバナンスを強化**するため、統計業務の開始に先立ち、企画から公表・提供、評価までのスケジュール、実施体制、成果物等を記載した「統計実施計画書」（B-a）
 - **業務プロセスを可視化**するため、統計業務の開始に先立ち、統計業務の企画から公表・提供、評価の一連の業務プロセスにおける業務内容、留意事項等を具体的かつ網羅的に記載した「業務マニュアル」（B-b）

統計調査に向けて作成すべき文書の関係

A 統計標準ガイドライン

- ✓ 厚生労働統計の現状と課題
- ✓ 統計業務に係る組織体制
- ✓ 統計調査の概観
- ✓ 統計業務に係る文書の関係
- ✓ 統計業務の標準的な流れ
- ✓ 統計実施計画書の作成方法
- ✓ 統計実施計画書の雛形
- ✓ 業務マニュアルの作成方法
- ✓ 業務マニュアルの雛形 等

統計調査の実施に先立ち
調査計画・手順を可視化

B 個別マニュアル

B-a 統計実施計画書

統計業務の適切な遂行を確保するために、業務実施体制やスケジュール等を可視化したもの。

B-b 業務マニュアル

企画～公表・評価まで一連の業務プロセスについて、作業手順を可視化したもの。

<統計実施計画書（記載イメージ）>

- | | |
|---|--|
| <p>I 基本情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 統計の名称 2. 実施機関 3. 統計の目的 4. 統計の分野 5. 統計調査の構成及び概要 6. 主たる統計ユーザー <p>II スケジュール</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 期間 2. 主要なマイルストーン <p>III 実施体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査担当 2. 政策担当 3. 経由機関 4. 委託機関（経由機関除く） 5. その他関係者 | <p>IV 業務に使用するドキュメント等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [任意のドキュメント等の名称]
例：業務マニュアル/〇〇操作説明書 <p>V 成果物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [任意の成果物の名称] 例：総務省申請書類一式 <p>VI 前回からの変更点</p> <p>VII 業務の全体像</p> <p>VIII 改版手順及び改版履歴</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改版手順 2. 改版履歴 |
|---|--|

<業務マニュアル（記載イメージ）>

No.	名称	業務内容	留意事項
1.1	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 統計の作成方針（どのような統計を、何のために、どのように作成するか）を検討する。既存統計については、特に、作成方法の変更、民間委託への切り替え、統計需要を踏まえた調査項目の改廃等を検討する。 上記検討に必要な情報（統計需要、改善要望等）を収集、確認する。 上記検討した作成方針について、必要に応じて、有識者への意見聴取又は試験調査によって、その妥当性を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告者の負担軽減、より正確な統計の作成、業務の効率化等の観点から、行政記録情報等及び民間事業者が保有するビッグデータ等の活用について、積極的に検討すること。 業務の効率化、民間事業者の有するノウハウやリソースの活用などの観点から、統計業務の民間委託について、積極的に検討すること。

- 目的
 - 厚生労働省所管統計調査の品質の確保・改善及び信頼性の確保・向上の観点から、調査員等の訪問状況や応接状況、統計調査に関する意見・要望等を把握する等の方法により、統計調査の調査票の精度を検証し、調査の企画・改善及び調査の適正な実施に資するための資料を得る
 - 実施結果をもとに次年度以降のコンプライアンスチェックの実施方法を検討する
- 調査の方法
 - 対象とする1調査を選定の上、調査回答者から一定数（50対象）を抽出し、厚生労働省からアンケートを郵送して実施
- 調査事項
 - 令和2年度においては、業務の履行状況の適切性及びコンプライアンスチェックの実施方法を検証するため、調査書類の受け取り方法、調査票の記入、職員の応接状況等を試験的に調査
- 調査の時期
 - 令和2年11月～12月
- コンプライアンスチェック（アンケート調査）の実施結果
 - 回収率は90%超であり、調査方法や調査事項はおおむね適切であったと考えられる
 - 調査票を受け取っていないなどの不適正な事案は生じなかった
 - 自由記載欄を設けたことでオンライン調査のニーズなど付加的な情報が把握できた
- 今後の課題、展望
 - 今回は試験的な実施として、調査対象を50と少なめにしたこと、統計調査の特性等が、コンプライアンスチェックの結果に影響したことも考えられるため、抽出率、頻度等は引き続き、検討していく必要がある
 - また、コンプライアンスチェックの結果は、調査の経由機関（都道府県）へ共有し、今後の調査に役立ててもらおう予定である

2. 情報システムの適正化

(1) 2020年度(令和2年度)下期の取組内容

<システム共通>

- 今後の統計処理システムに向けた移行方針を確定予定
- ICT技術の統計システムへの活用方法を引き続き検討中

<毎月勤労統計システム>

- 作成したプログラム仕様書に基づき、COBOLから、汎用性が高く、容易に改修等ができるプログラム言語（C/C++言語及びEXCEL（VBA））への移行を実施するための調達仕様書を作成し、調達手続を実施

※移行言語は、2段階で3言語に絞り込み、機能面、性能面、開発難易度・生産性面から評価を実施した。

- ・ 第1段階：市場に存在する200～300言語から、プログラムの用途や技術者の動向から7言語に絞り込み
- ・ 第2段階：教育の充実度、開発の容易性、中立性等の観点から3言語に絞り込み

以上を踏まえ、処理速度や移行の容易性からC/C++言語を移行言語とした。また、EXCEL（VBA）については処理速度が劣るものの形成変換が不要なことから公表資料作成に利用することとした。

(2) 2021年度(令和3年度)の取組方針

<システム共通>

- 移行方針を踏まえた実機検証を実施。検証結果を踏まえ要件定義（本資料9、10頁についての導入の検討を含む）に着手（次期システムの運用開始は、令和6年度中を予定）

<毎月勤労統計システム>

- C/C++言語による集計処理プログラム（帳票作成はEXCEL（VBA））を開発し、試行・検証を実施
- 令和4年1月分調査から全国調査の集計をC/C++言語による集計プログラムで開始
（1年程度COBOL言語による集計プログラムを並行稼働し、集計値の検証を実施）

今後の統計処理システムに向けた移行方針

- 次期統計処理システムにおいては、「統計業務のガバナンス整備」「統計処理ツール・言語のシンプル化」「クラウド利用の推進」をベースとした構築を目指し、あわせて「統計用データベースの活用」や「簡便な実査の実現」への取り組みを行う。

統計業務のガバナンス整備

- 構成管理ツールの導入により、プログラムの一元管理のほか、実行管理や業務の可視化により、業務効率化、正確性の担保を実現する
- プログラムの専門知識を有する者によるプログラムの標準化やレビューを実施する体制を確立（外注等を想定）

統計処理ツール・言語のシンプル化

- 厚生労働省で独自に使用しているプログラム言語やレガシー言語からメジャー言語への移行
 - ICTツール（ノンプログラミングツール等）の導入
- ※当面の間、現行のプログラム言語も並行稼働

クラウド利用の推進

- 新たなクラウドサービスを容易かつ迅速に導入することが可能
- クラウド上でのデータ保存により、増加するファイル容量に柔軟に対応可能

統計用データベースの活用

- 統計用データベースの構築により、統計データの分析や利活用基盤の整備を目指す
- AIを活用したデータの分析等の可能性の検討

簡便な実査の実現

- 報告者、調査実施者にとって利便性のあるオンライン報告の実現を目指す
- AI-OCR等の活用により、紙媒体調査票の電子データ化を効率・簡素化

ICT技術の統計システムへの活用方法の検討

統計業務において、活用可能と考えられるICT技術は以下のとおり。

ICT技術	ICT活用による内容	期待できる効果	対象業務
AI-OCR	○AI-OCRによる調査票の電子データ化 機械学習により識字率が向上したOCR（光学文字認識機能）を用いて、送付された紙の調査票を電子データ化する。	<ul style="list-style-type: none"> 電子データ化までの工数削減 誤入力など人的ミスの削減 	審査（データ入力） ※現行はパンチ入力
AI チャットボット	○機械学習したチャットボットによる問合せ対応 報告者からの実査に係る問合せや、統計処理システムを利用する職員からの問合せに対して、機械学習を用いたチャットボットでの問合せ対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 定型的な照会には自動で対応 24時間365時間の問合せ可能 	実査、審査 ※現行は人的対応
ETLツール	○プログラムレスのデータチェック作業 GUIベースでデータ処理を行うことができるノンプログラミングツールを用いて、データチェック作業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 職員のプログラミングスキルへの依存が低下し、業務品質の向上と均一化につながる データチェック業務を行える人材確保が容易 	審査（データチェック） ※現行はプログラムを用いたデータチェック
BIツール	○データ分析作業 統計用データベースを整備した上で、BIツールを用いたデータ分析を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なデータ分析が可能 更にAI機能を活用した高度な分析も可能 	分析 ※現行はSPSS等を用いて一部のユーザーで実施
RPA	○定型業務の自動化 一連の作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」を用いて、定型化された公表資料の作成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 公表資料作成の工数削減 人的ミスがなくなり、業務品質 	公表 ※現行はwindows上での人的作業
オンライン アップロード機能	○画像によるオンライン報告 報告者がスマートフォン上のアプリから記入済の調査票を撮影し、統計処理システム上へ直接アップロードする。	<ul style="list-style-type: none"> 郵送手続きの省略化 簡単な操作でオンライン報告が可能 	実査（調査票の受付） ※現行は郵送または既存のオンラインシステム

※実際の導入には、費用対効果などを踏まえて検討する必要がある。

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 2020年度(令和2年度)下期の取組内容

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により見直した研修計画の計画的な実施及び新たな研修への参画
 - 既存の研修の他、令和2年度統計データアナリスト研修(総務省統計研究研修所)を受講
- ② 令和3年度以降の新たな厚生労働省人材育成基本方針を作成中
- ③ 総務省における政府方針を踏まえた統計データアナリスト等の育成目標を策定中
 - 統計データアナリスト等の認定要件確定後、アナリスト等の令和3～7年度までの育成目標を策定
- ④ 定員・予算の確保、職員配置の見直し、政策所管部局・他省庁等との人事交流の拡大、関係機関との連携
 - 統計分野に知見のある民間人材1名を統計幹事を補佐する専門家として配置(令和2年12月)
 - 統計改革に関連する予算・定員の確保(令和3年度予算案3.2億円)【資料3参照】
- ⑤ 統計人材プロフィールを整備し、運用を開始
 - 政策統括官(統計・情報政策担当)内の職員を対象としたプロフィールを整備(令和2年10月)。以降、毎年10月に更新予定

(2) 2021年度(令和3年度)の取組方針

- ① 計画的に研修を実施(研修の結果を踏まえ、研修メニュー、体系等を修正)
 - 現在作成中の令和3年度以降の省内の統計人材育成基本方針を踏まえ、研修内容の見直しも実施
- ② 総務省における政府方針を踏まえ、統計データアナリスト等を育成
 - 令和2年度に策定するアナリスト等の育成目標及び新たな統計人材育成基本方針に基づき育成
- ③ 定員・予算の確保、職員配置の見直し、政策所管部局・他省庁等の人事交流の拡大、関係機関との連携
- ④ 統計人材プロフィールを運用(毎年10月に更新予定)

○統計データアナリスト等の配置に関する基本的な考え方

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）に基づき、各府省において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下「統計データアナリスト等」という。）の確保・育成を図る。統計データアナリスト等の配置に関する基本的な考え方は、以下のとおり。

- ・ **統計データアナリスト**：基幹統計及び一般統計調査を所管している 課室の単位（又は取りまとめ課） で配置できるよう確保・育成に努める。
- ・ **統計データアナリスト補**：可能な限り、各府省が所管している 基幹統計及び一般統計調査の単位（又は課室もしくは取りまとめ課） で配置できるよう確保・育成に努める。また、配置に当たっては、経常的に実施している調査から優先して配置し、周期的に実施している調査はその実施年に配置できるよう育成計画を立てる。

○統計データアナリスト等の認定要件

①実務経験要件

右表に示す年数又は回数の基幹統計又は一般統計調査（経常的に実施・公表している加工統計又は業務統計を含むことができる。）の実務経験を有する職員

	年数	回数※
統計データアナリスト補	5年	2回
統計データアナリスト	10年	5回

※「企画－実査－審査・集計－公表」の一連の実務を通算で経験した回数

ただし、実務経験を満たしていない場合であっても、統計幹事が要件に該当する経験を有すると認め、総務省政策統括官（統計基準担当）と協議し認められた場合は実務要件を満たしたものとすることができる。

②研修要件

- 総務省統計研究研修所が実施する業務レベル別研修（初級、中級、上級）を順に受講する。
- 中級で統計データアナリスト補の、上級で統計データアナリストの研修要件を満たす。
- 初級研修の受講後に本科（総合課程）を受講すると、統計データアナリスト補及び統計データアナリストの研修要件を満たす。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(1) 2020年度(令和2年度)下期の取組内容

○ 厚生労働省データ利活用検討会の開催

- ・ 第2回(令和2年11月6日)
「調査票情報の二次利用等の利用者アンケート」結果等を踏まえて、利活用について議論
- ・ 第3回(令和2年12月23日)
「雇用動向調査の代替可能性」や「データ利活用検討会報告書骨子案」について議論
- ・ 第4回(令和3年2月5日)
「データ利活用検討会報告書」について議論
- ・ 令和3年2月17日に、報告書(<https://www.mhlw.go.jp/content/000741137.pdf>)を取りまとめた

○ 利活用促進策

- ・ 利活用検討会において、オンサイト施設への調査票情報の提供方針を検討し、「令和3年度中に、原則として基幹統計調査は原則直近10年分を、一般統計調査についても、利用ニーズの高いものについては直近1年分を利用可能とする」こととし、報告書を取りまとめ

○ 広報

- ・ 科学研究費の申請段階などで周知するなどの工夫が必要ではないかとの意見が利活用検討会においてあり、調査票情報の提供について「令和3年度厚生労働科学研究費補助金公募要項(一次)」※等に記載
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000705936.pdf>)

※厚生労働科学研究費補助金とは、厚生労働科学研究を行う大学や国立・民間の試験研究機関に所属する研究者を交付対象とする補助金

(2) 2021年度(令和3年度)の取組方針

○ 厚生労働省データ利活用検討会でとりまとめられた利活用促進策を着実に実施※していく

- ・ 審査手続の簡素化については、統計法を所管する総務省に要望しつつ、様式や記入例等の見直し、FAQの新規作成等を行う
- ・ EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて、さらなる活用を進める
- ・ 厚生労働省HPの改善を引き続き進める 等

※ベース・レジストリ整備(データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ)(令和2年12月21日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)よりの動きを踏まえて検討を進める。

厚生労働省データ利活用検討会報告書の概要

- 統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして、厚生労働省データ利活用検討会を設置した。
- 一連の議論を受けて、基幹統計調査・一般統計調査のみならず、業務統計をはじめとした行政記録情報のデータ利活用に係る現状と課題、具体的な利活用促進策をまとめた。

	主な現状と課題	主な利活用促進策
調査票情報の二次利用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●二次利用の申請書類や審査書類に負担 ●審査期間の長期化 <ul style="list-style-type: none"> ・平均審査日数が47日（平成30年度）から99日（令和元年度）に倍増（政策統括官（統計・情報政策担当）担当分） ・申請書類の不備を改めるのに時間がかかる ・複数の統計を申請する等の場合、確認する担当課室が増える等、審査時間がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査手続の簡素化については統計法を所管する総務省に要望しつつ、手続きの効率化のうち下記を検討する <ul style="list-style-type: none"> ・様式や記入例等の見直し、FAQの新規作成 ・申請書類の疑義事項を明確に伝える形とし、不備の少ない申請書類を提出可能とする ・初めて利用する者のために、電話での説明ではなくホームページ等に説明を掲示する ○審査体制の充実
オンサイト施設に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○利用申出から利用開始までの事前審査の期間は1ヶ月程度と、従来の方法よりは短い ●オンサイト施設の存在があまり知られていない ●施設に登録されている統計は一部にとどまっており、利便性が良くない ●勤務地の近くに施設がないために活用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンサイト施設で利用可能となる統計の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度中に、原則として基幹統計調査は原則直近10年分を利用可能とする ・一般統計調査についても、利用ニーズの高いものについては直近1年分を利用可能とする ・令和4年度以降においても、過去分の統計を利用可能になるよう作業を進める
行政記録情報の活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○統計として活用できる情報は業務統計として公表している ●政府方針において一層の活用が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政記録情報により補完的な情報が得られないか検討を進める ○EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームにおいて、さらなる活用を進める
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページの情報が分かりにくい ●マッチングキーの整備 ●匿名データの利便性が高くない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの改善を引き続き進めるとともに、厚生労働科学研究費の申請段階での周知を行う

厚生労働省データ利活用検討会

設置の目的

真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成することを目的とした「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づき、調査票情報等の一層の有効活用に向けた取組の推進やデータの一元的な保存の推進に取り組むため、学識経験者等からなる「厚生労働省データ利活用検討会」を開催し、専門的な見地からの検討を行うとともに、意見・助言を得るものとする。

検討事項

- (1) 基幹統計調査や一般統計調査の調査票情報の二次利用の利用促進に関すること
- (2) 行政記録情報の利用促進に関すること
- (3) (1) (2) の検討を通じて得られた知見に基づき、時代に即した既存統計等の調査項目等の見直しに関すること
- (4) データの一元的管理などその他データの利活用に関すること

構成員

- ◎ 阿部正浩(中央大学 経済学部教授)
- 川口大司(東京大学大学院経済学研究科教授)
- 野口 晴子(早稲田大学政治経済学術院教授)
- 【オブザーバー】
- 川崎茂(日本大学経済学部特任教授)

注: ◎は座長、五十音順、敬称略

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1)2020年度(令和2年度)下期の取組内容

【EBPMの実践関係】

① EBPMの実践事業

- EBPMの実践事業の中から、ロジックモデルの精度向上を図るため、重点フォローアップ事業(8事業)を決定し、厚生労働省HP※に公表。 ※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi.html
- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証手法の精度向上を目指す効果検証対象事業(2事業)を選定。また、過去のEBPMの対象事業の中から、2事業を選定し、実際の統計等データを用いて効果検証を実施。

② 有識者によるEBPMの実施状況の検証等

- 上半期に引き続き、「厚生労働省のEBPMに係る有識者検証会」(以下「EBPM有識者検証会」という。)において、本年度の実施状況を検証し、令和3年2月に検証結果を取りまとめ、厚生労働省HP※に公表。
(令和2年9月4日から令和3年2月5日まで計3回開催)
※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi.html

③ よろず相談窓口の対応状況

- 全職員一斉メールにて、よろず相談窓口を周知し、EBPMの相談に対応中。(令和3年3月1日時点の対応件数:8局16件)

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- 3つのサブチーム(①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用)において、分析を実施中。分析結果の精査が済んだものから、順次、厚生労働省HP等で公表予定。

(2)2021年度(令和3年度)の取組方針

【EBPMの実践関係】

- EBPM有識者検証会における検証結果等を踏まえ、EBPMに適した事業を選定し、令和3年度EBPMの実践を開始。また、これまでのEBPMの実践事業については、定期的なフォローアップを実施。
- EBPM有識者検証会を開催し、令和3年度の実施状況を検証。
- 引き続き、EBPMよろず相談を実施。

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- メンバー等を入れ替えた上で新たな分析を実施。

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

設置の目的

厚生労働省では、民間事業者に委託し、令和2年度にEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表(令和元年10月8日)に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証
 - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ② 予算過程での反映方法に係る検証
 - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
 - ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

構成員

駒村 康平 慶應義塾大学 経済学部 教授
◎田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授
森川 想 東京大学 大学院工学系研究科 講師

注:◎は座長、五十音順、敬称略

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめのポイント

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催（令和2年9月4日から令和3年2月5日まで計3回）されたものであり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組状況等について検証を行った。

厚生労働省の取組

- 令和3年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業のうち、一定の選定基準に該当するもの（以下「EBPMの実践事業」という。）について、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。
- EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業

(有識者検証会資料より抜粋)

検証

1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

【検証結果】

令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、**おおむね妥当である**。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。

【今後の課題】

- ① 今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。
- ② ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。
- ③ 今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。
- ④ 効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要であり、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

- ・ EBPMの実践事業の選定・除外基準
- ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
- ・ 効果検証対象事業の選定基準

イ 予算過程での反映方法に係る検証

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

【検証結果】

- ア 令和2年度EBPMの実践事業の選定・除外基準は、EBPMとして馴染むという観点から、**妥当である**。
- イ 令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、**おおむね妥当である**。
- ウ 事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、**おおむね妥当である**。
- エ 予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、**おおむね妥当である**。

【今後の課題】

- ア 重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については検討が必要である。
- イ ロジックモデルは作成のみならず、その活用が課題である。
- ウ 効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。
- エ EBPMについて、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等でEBPMの実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム

設置の目的・概要

- EBPMの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官(統計・情報政策担当)にEBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム(以下「若手チーム」という。)を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、副チーム長は政策立案・評価推進官を充て、省内でEBPMに関心のある者等有志からチーム員が構成される。チーム員は、課長補佐級1名、係長・主査級7名、係員級2名の計10名(令和2年9月1日現在)
- EBPMの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

全体会合の実績・活動予定

- 第1回 令和2年1月21日
 - 辞令交付
 - 若手チームの設置、概要について
- 第2回 令和2年2月26日
 - 令和元年度EBPM実践事業「地域雇用活性化推進事業」(職業安定局)について担当者より説明
 - 分析テーマと、各テーマを推進するサブチームの決定(働き方改革、女性のキャリアと子育て、障害者雇用)
 - 今後の進め方について検討
- 第3回 令和2年8月27日
 - 分析発表「ロジックモデルとは何だろうか?(医療費適正化計画の原型を事例して)」(政策統括官付参事官(企画調整担当))
 - サブチームの活動について
- 第4回 令和3年2月25日
 - 各サブチームからの進捗状況報告
 - 今後の進め方について

※分析結果の精査が済んだものから、順次、厚生労働省HP等で公表予定。

労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)と連携し「EBPMセミナー」を開催。
- 第1回は令和2年8月7日に開催し、JILPTと厚生労働省より31名が参加。
演題:「男性の育休と育児の現状～今後のEBPMに向けて～」(JILPT 池田心豪主任研究員)
- 第2回は令和2年12月23日に開催し、JILPTと厚生労働省より27名が参加。
演題:「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チームメンバー) 等
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

若手チームにおける分析テーマ(サブチーム)について

現時点では以下の3つの分析テーマについて検討を行っているが、既存の統計では十分にサンプルが得られない可能性などを踏まえ、因果推論の手法だけでなく、現状の実態把握・課題整理を目的とした分析も視野に入れて進め、公表できるものから公表予定。

働き方改革

【長時間労働に関する分析】

○平成22年4月に大企業での割増賃金の引き上げ、平成31年4月に大企業において時間外労働の上限規制が導入され、それぞれの制度の影響を受ける群と影響を受けない群において、長時間労働者の比率が、制度変更前後においてどのように変化したか。賃金構造基本統計調査と、資本金の情報を保有する経済センサス(活動調査)を活用し、差の差推定法を用いて分析を行う。

【最低賃金に関する分析】

○都道府県別最低賃金に近い時給の労働者の多い事業所と、そうではない事業所に分け、近年の最低賃金引き上げによって、事業所内最低賃金がどれくらい上昇しているか、雇用者は減少しているかを分析する。
○以上の点について、賃金構造基本統計調査を活用して分析を行っているが、雇用者の分析については、企業業績をコントロールすべく、経済センサス(活動調査)と賃金構造基本統計調査を連結して、最低賃金引き上げの政策的効果を検討する。

女性のキャリアと子育て

○女性の両立支援については数多くの研究があるが、女性のキャリアや子育てを支える男性の役割を検討するため、男性の育児休業制度に注目し、①長期の育児休業を取得した男性の配偶者ほど、仕事と子育ての両立ができているか、②ワークライフバランスの制度が充実した企業ほど、男性が育児休業を取得しやすいか、現状把握を行い、今後の課題の整理を目指す。
○男性の育児休業取得者の数が少ないため、既存の統計データを活用した分析が困難な場合も考えられるため、既存の統計データの活用に関しても検討を行う。

障害者雇用

○法定雇用率の義務を満たさない企業に対しては納付金を徴収する一方、満たす企業には調整金(報奨金)を支給する制度を運用しているが、障害者雇用の現状や課題について、障害者雇用状況報告の個票データを用いて以下の分析を行う。
1. 平成30年4月の法定雇用率引上げにより、どれだけ障害者雇用が進んだか、差の差推定法を用いて分析する。
2. 納付金制度の対象となる常用労働者数が100人規模前後のところ、実雇用率にどれだけ差があるか、回帰不連続デザインを用いて分析する。